

東晋期における校書事業と晋史編纂

永田, 拓治

<https://doi.org/10.15017/4402943>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 47, pp.1-29, 2020-03-27. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



東晋期における校書事業と晋史編纂

永田 拓治

はじめに

従来、校書は当該時代の学術体系を理解する手がかりとして、主に目録学の範疇で分析されてきた。ここでのいう校書とは、ある書物について、複数の書物（伝本）をくらべ合わせて、異同や正誤を調べ正し、定本を作成することを指す。一方、本稿でいうところの校書とは、校書を主導する政権が種々の書物をどのように収集したのか、どの書物を残し、どの書物を残さないのか、またどのように残すのか、くわえて残すべきと判断した書物をどのように分類し載録したのか、といった一連の政治的行為を指す。このいかなる書物をいかなる基準で残すのか、あるいは残さないのか、という点において校書には、校書実施者の判断が色濃く反映される。そして、その主体が王朝となったとき、そこに著しい政治性が現れるであろうことは容易に想像できる。本稿は、政権が主導する校書のもつ政治性が当該時代の歴史的特質といかに関わるのかに言及したい。

校書の持つ政治性については、曹氏と司馬氏との緊張の高まる魏西晋交替期から西晋の天下統一の頃までに行われた鄭默・荀勗の校書事業に顕著である。この校書は図書分類の方法が四部分類に変わったというだけにとどまらず、当時、中書が統括し、秘書を実施部局とした修史事業、とくに同時代史編纂と連動するきわめて政治性の高い事業であった。

この事業は、西晋武帝期に秘書を管轄部局として校書と修史とを連動させる「校書修史体制」として確立する⁽¹⁾。

本稿では、この西晋期に確立した「校書修史体制」を受けた東晋期における校書と修史の実態に迫りたい。なぜなら、東晋期の校書により確立された図書分類の形式は以後、清朝に至るまで変わることのない四部分類（経史子集）の礎となるからである。他方、修史に関しては、私撰・官撰の別、および『隋書』経籍志で正史と古史とに分類された紀伝体と編年体との関わりを考えるうえで重要な示唆を与えてくれる時代でもある。というのは、「史」という意識の顕在化した時代である西晋を受けた東晋期が、私撰・官撰による紀伝体・編年体の同時代史編纂流行の時代と評される点においてである。

以下では、両晋と並び称される西晋王朝と東晋王朝との間に連続と非連続とが混在することを念頭に置き、東晋期における校書と修史との連動性に着目し検討を加えたい。さらに東晋期に多くの紀伝体・編年体による同時代史が編まれた歴史的背景についても言及したい。

第一章 東晋期の校書——問題点の整理——

東晋朝の校書については、梁・阮孝緒『七録』序（『広弘明集』卷三歸正篇第一之三）中の「古今書最」に、『晋元帝書目四部』三百五帙、三〇一四卷と『晋義熙四年秘閣四部目錄』（四〇八年）とが記録されている⁽²⁾。

まず、『晋元帝書目四部』については、『隋書』卷三二經籍志総序に、

魏氏代漢、采掇遺亡、藏在祕書中、外、三閣。魏祕書郎鄭默、始制中經、祕書監荀勗、又因中經、更著新簿、分爲四部、總括羣書。一曰甲部、紀六藝及小學等書。二曰乙部、有古諸子家、近世子家、兵書、兵家、術數。三曰丙部、有史記、舊事、皇覽、簿、雜事。四曰丁部、有詩賦、圖讚、汲冢書。大凡四部合二萬九千九百四十五卷。但錄題及言、盛以縹囊、書用細素。至於作者之意、無所論辯。惠、懷之亂、京華蕩覆、渠閣文籍、靡有子遺。東晋之初、漸

更鳩聚。著作郎李充、以（荀）勗舊簿校之、其見存者、但有三千一十四卷。充遂總沒衆篇之名、但以甲乙爲次。自爾因循、無所變革。其後中朝遺書、稍流江左。

と、西晋末に壊滅的な被害にあった宮廷図書の状況を受け、東晋初から図書の収集が開始されたとある。のち著作郎李充が東晋創始以後に集められた図書を荀勗簿（荀勗の校書リスト）と対校したところ、荀勗書目に名が確認できるものは、わずかに三〇一四卷のみであったとされる（この数字は荀勗書目との比較であり、集められた書物が三〇一四卷であったことを意味しない）。李充はこの書物群に篇名をつけず、甲乙をもって区分とし、以後この区分が変更されることはなかったというのが『隋書』の見解である。

『隋書』に先行する史料として、『七錄』序（『広弘明集』卷三歸正篇第一之三）に、

魏晉之世、文籍逾廣、皆藏在祕書、中、外三閣。魏祕書郎鄭默刪定舊文、時之論者謂爲朱紫有別。晉領祕書監荀勗、因魏中經更著新簿、雖分爲十有餘卷、而總以四部別之。惠懷之亂、其書略盡。江左草創、十不一存。後雖鳩集、淆亂已甚。及著作佐郎李充、始加刪正、因荀勗舊簿四部之法、而換其乙丙之書、沒略眾篇之名、總以甲乙爲次。

と、荀勗が校書した書物は西晋末の混乱で灰燼に帰し、十に一つも残らなかつたとされる。その後、図書を集めるも、雑多なものが多く、著作郎李充がこれらの書物を整理し、荀勗の定めた四部の方法に基づいて分類したとする。

ここでいう荀勗校書とは、西晋武帝期、全国から鳩集された天下の書物十万余が祕書監荀勗により書一千八百八十五部、二萬九百三十五卷に整理され、『晋武帝中經簿』として完成されたものを指す。この校書事業は、劉向以来の六部分類を甲・乙・丙・丁の四部に再編したこと、および後代の四部分類の原型と考えられることから、図書分類の画期とされる。ただここでは、この荀勗校書により整理された宮廷図書が西晋末の混乱でほぼ失われたことを確認しておきたい。

李充の校書について、『文選』卷四六序下「王文憲集序」に引く臧榮緒『晋書』には、

李充、字弘度、爲著作郎、于時典籍混亂、刪除頗重、以類相從、分爲四部、甚有條貫、祕閣以爲永制、五經爲甲部、史記爲乙部、諸子爲丙部、詩賦爲丁部。

と、著作郎となった李充が、当時混乱していた典籍の重複を取り除き、五経を甲部、史記を乙部、諸子を丙部、詩賦を丁部に配する四部分類として整理したとある。この分類は筋道の通った分類であると認識され、秘閣の「永制」になつたとされる。

上引した史料について内藤湖南氏は、目錄字が衰え、単に簿録に墮したため李充の校書は荀勗校書に依拠するが、乙部と丙部とを取り替え、単に甲乙丙丁で区分したものになつたとする^③。また、倉石武四郎氏は、東晋元帝に始まつた図書収集の進捗は思わしくなく穆帝の永和中に著作郎李充が荀勗の校書リストと対校したところ、現存するものは三〇一四巻のみであり、これを整理したとする。その後この分類は秘閣の制度となり変更されなかつたとし、乙部に史書を採録したことについては史書と諸子書の比重の問題であつたとする^④。両氏の見解から、西晋荀勗の四部分類を受け、乙部と丙部とを入れ替えた東晋李充の分類が前近代中国の伝統的の四部分類を決定づけたとの理解が見える^⑤。

しかし、ここで解せないことは、穆帝永和年間に行われたとされる李充の校書が、なぜ東晋の初代皇帝である元帝の時期に集積された図書だけを対象としたのか、という点である。図書の収集は、元帝（三一七～三二二年）以降穆帝期（三四四～三六一年）に至るまで、明帝・成帝・康帝の約二二年の間にも継続的に行われていたと思われ、穆帝期にはかなり多くの図書を収集していたと想定できる。

くわえて、西晋末の混乱を受け成立した東晋初の元帝期に限定した書物を分類するさいに、荀勗書目と対校して整理された、わずか三〇一四巻の書物群^⑥をもつて「史」書が諸子の書より多いという理由で入れ替えが行われ、その分類が永制となつたという理解^⑦をすんなり受け入れることは難しい。なぜ荀勗書目に載録された三〇一四巻のみを分類した李充の不完全とも思える分類法が、「甚だ條貫有りて、秘閣以て永制と爲す」と認識されるに至つたのか。ここにこそ、李充の校書事業がもつ歴史的意義を明らかにする手がかりがあるのでないだろうか。そこには分量の多寡という視点ではない、乙丙を入れ替えるに十分な別の背景があつたと予想できる。

いまひとつ李充の校書の重要性に言及するのであれば、李充の分類を受け永制としての第一歩を踏み出した徐広の校

書との関わりが挙げられる。徐広の校書とは、『玉海』卷五二芸文秘閣四部書に引く『統晋陽秋』に、「晋孝武寧康十六年詔、著作郎徐廣校秘閣四部見書、凡三萬六千卷」と、孝武寧康年間に勅を受けた徐広（著作郎であったか否かについては後述）が、秘閣の書物に対し行ったものであった。なお晋孝武寧康十六年に詔が下り、校書が開始されたところだが、姚名達氏は、寧康の年号が使用されていたのは三七三〜三七五年の三年であることから寧康元年（三七三）の誤りとする^{8）}。

他方、余嘉錫氏は、『七錄』序「古今書最」に挙げられた『晋義熙四年秘閣四部目錄』と『隋書』卷三三經籍志史部簿録に引く『晋義熙已来新集目錄』三卷とが同一書であり、その編者を『新唐書』卷五八藝文二乙部史録目錄類に、「丘深之晋義熙已来新集目錄三卷」とあることから、『宋書』卷八一顧琛伝に付伝される丘淵之であったとする^{9）}。この見解に唐明元氏は疑義を呈し、『晋義熙已来新集目錄』とは文集の目錄であり、『晋義熙四年秘閣四部目錄』とは別書とする。そのうえで、唐氏は、『晋義熙四年秘閣四部目錄』の編者を徐広とし、寧康年間に始まり、義熙四年になったものであると結論づける^{10）}。ここでは唐氏の見解が妥当であると考ええる。

徐広の校書事業が寧康年間に始まり、義熙四年に完成したとするならば、おおよそ三十年もの歳月を要した大事業であったことになる。長年にわたり載録された数は約三万六千巻にのぼり、四部分類の嚆矢とされる西晋武帝期に行われた荀勗校書（『晋武帝中經簿』）の書一千八百八十五部、二萬九百三十五巻をも凌ぐ規模である。にもかかわらず、この東晋期の集大成ともいえる徐広の校書についての研究は皆無であるといえる。そこには李充の四部分類が踏襲されたであろうとの前提、載録された書物の情報が全く残されていないことなどから目錄学的な興味関心を引き起こさなかったものと想像できる。しかし、その実施期間の長さ、載録数という点から見ても、この校書が当該時期に果たした政治的社会的意味は大きかったと想定できる。くわえて、孝武帝、安帝と幼少期に即位し、内に桓温、司馬道子、司馬元顕、桓玄、劉裕といった皇帝権を掣肘する勢力が力を振るい、外に淝水の戦いに代表される外圧の猛威にさらされていた時代に行われた校書という意味合いにおいても、その歴史の意味を明らかにすることは当該時期の歴史的特質をうかがううえで重要である。

第二章 東晋期における校書と著作郎

第一節 著作郎李充と校書事業

『晋書』卷九二文苑伝には、

李充字弘度、江夏人。…辟丞相王導掾、轉記室參軍。…遭母憂。服闋、爲大著作郎。于時典籍混亂、充删除煩重、以類相從、分作四部、甚有條貫、祕閣以爲永制。累遷中書侍郎、卒官。

と、李充は、丞相王導（二七六〜三三九年）に辟召され掾となり、転じて記室參軍となっている。母の喪に服した後、大著作郎となり、校書に携わったとある。唐・張彦遠『法書要録』卷八妙品衛婦人伝によれば、李充の母衛氏が七八才で没したのは永和五年（三四九）とされる。つまり、李充の『晋元帝四部書目』の編纂は、三年の服喪後に行われたと判断できる。この編纂は、穆帝期行われたにもかかわらず、その対象は元帝期に限定されるものであった。穆帝は、わずかに在位二年、二三歳で亡くなった成帝のあとを承け、二歳で即位する。皇太后臨朝のもと、会稽王昱（後の簡文帝）の補政が行われていたが、当時は桓温が勢力を拡大していた時期でもあった。穆帝は升平元年（三五七）親政を開始するも、わずかに十九歳で死去する。

このような時期になぜ元帝期に限定した校書が行われたのであろうか。手がかりは多くないが、李充が（大）著作郎をもって校書を実施した点に着目し、分析したい。著作郎の職掌について『晋書』卷二四職官志には、

著作郎、周左史之任也。漢東京圖籍在東觀、故使名儒著作東觀、有其名、尚未有官。魏明帝太和中、詔置著作郎、於此始有其官、隸中書省。及晉受命、武帝以繆徵爲中書著作郎。元康二年、詔曰、著作舊屬中書、而祕書既典文籍、今改中書著作爲祕書著作。於是改隸祕書省。後別自置省而猶隸祕書。著作郎一人、謂之大著作郎、專掌史任、又置佐著作郎八人。著作郎始到職、必撰名臣傳一人。

と見え、『宋書』卷四十百官志下には、

晉武帝以祕書并中書、省監、謂丞爲中書祕書丞。惠帝復置。著作郎一人、佐郎八人、掌國史。…漢東京圖籍在東觀、故使名儒碩學、著作東觀、撰述國史。著作之名、自此始也。魏世隸中書。晉武世、繆徵爲中書著作郎。元康中、改隸祕書、後別自爲省、而猶隸祕書。著作郎謂之大著作、專掌史任。晉制、著作佐郎始到職、必撰名臣傳一人。宋氏初、國朝始建、未有合撰者、此制遂替矣。

とある。両記事によれば、魏の明帝太和年間著作郎が中書省に置かれ、西晉惠帝の元康二年に、祕書省へとその配属を移される。著作郎は一名で、大著作郎^⑩ともよばれ、主に修史を掌り、西晉惠帝期に佐著作郎八名がその下につき、国史編纂にあたった。くわえて、著作郎(『宋書』は著作佐郎)は、その任官に際し、名臣伝一伝を編纂する必要があったとされる。とくに魏朝下で中書に属していた著作が、惠帝期に祕書が典籍を掌っているという理由で祕書に復属されたという点は見逃せない。なぜなら、ここから著作と祕書が管轄する書物との密接な関わりが想定できるからである^⑪。両晋期ともに適用されていたかは明らかでないが、『史通』卷十一史官建置篇には、

當魏太和中、始置著作郎、職隸中書、…。晉元康初、又職隸祕書、著作郎一人、謂之大著作、專掌史任、又置佐著作郎八人。宋、齊已來、以佐名施於作下。舊事、佐郎職知博採、正郎資以草傳、如正、佐有失、則祕監職思其憂。其有才堪撰述、學綜文史、雖居他官、或兼領著作。亦有雖爲祕書監、而仍領著作郎者。

と、佐郎が修史の素材をひろく集め(知博採)、正郎(著作郎)が伝の草稿を作成したとある。また、史才があれば、他官にあつても著作を兼務でき、その長官である祕書監であつても著作郎として任に当たることができたとされる。その他、劉知幾は著作佐郎と佐著作郎との違いを、もと佐著作郎であつたものが、宋・齊以来、著作佐郎となつたとする。ただ、本稿では王隱『晋書』の佚文の多くが著作佐郎とすることを根拠に西晋東晋ともに著作佐郎の名称を用いる^⑫。

以上の史料から明らかなのは、著作郎の主な職掌は修史であり、著作佐郎が修史に必要な素材を収集する役割を担っていた、ということである。残念ながら著作郎であつた李充が行つたとされる校書については、直接的な言及はない。

晋代の校書については、『初学記』卷十二職官部下秘書郎の条に引く『晋令』に、「秘書郎掌中、外、三閣經書、覆校殘闕、正定脱誤」と、秘書郎が中・外・三閣の經書を所管し、校訂を行う職掌を担うことが明記されている。また西晋の事例ではあるが、『太平御覽』卷二三三職官部三二秘書郎の条に引く『晋起居注』に、「武帝遣秘書、圖書分爲甲、乙、丙、丁四部、使秘書郎各掌其一焉」と、武帝が秘書に命じ、書物を四部に分類し、秘書郎に各部を担当させたとある。この校書事業は、西晋武帝期、全国から集められた書物十万余が秘書監荀勗（註）により重複を省かれ、書一千八百八十五部、二萬九百三十五卷に整理され、『晋武帝中經簿』（『三國志』卷十三王肅伝裴松之注文）として完成する（註）。

武帝の校書事業の後、西晋朝の校書体制は、その規模を拡大し整備される。『初学記』卷十二職官部下秘書監に引く王隱『晋書』には、「惠帝永平元年詔云、秘書監綜理經籍、考校古今、課試署吏、領有四百人、宜專其事」と、惠帝永平元年（二九一）に、秘書監が經籍を統括し、四百人規模で校書に当たるとの詔が出されている。とくに注目すべきは、東晋初に著作の官にあった王隱が西晋の校書体制を把握していたという事実である。李充が校書を行っていた時期に王隱『晋書』はすでに編纂を終えていたことから、西晋期の校書体制を知らずに著作郎が校書に当たっていたのではない、ということがわかる。

では、李充は修史を職掌とする著作郎の任にありながら、なぜ校書事業を担ったのであろうか。このことを考えるうえで、李充が著作郎を拝領するより以前の著作の官（著作郎／著作佐郎）について見ておきたい。

第二節 東晋期における著作の官

東晋期の著作郎は、その草創期に設置される。まず、『晋書』卷六元帝紀には、建武元年（三一七）十一月丁卯のこととして、「置史官、立大學」と、草創まもない時期に史官を設置したとある。つぎに、『晋書』卷八二千宝伝には、

中興草創、未置史官、中書監王導上疏曰、夫帝王之迹、莫不必書、著爲令典、垂之無窮。宣皇帝廓定四海、武皇帝

受禪於魏、至德大勳、等蹤上聖、而紀傳不存於王府、德音未被乎管絃。陛下聖明、當中興之盛、宜建立國史、撰集帝紀、上敷祖宗之烈、下紀佐命之勳、務以實錄、爲後代之準、厭率土之望、悅人神之心、斯誠雍熙之至美、王者之弘基也。宜備史官、敕佐著作郎干寶等漸就撰集。元帝納焉。實於是始領國史。以家貧、求補山陰令、遷始安太守。王導請爲司徒右長史、遷散騎常侍。著晉紀、自宣帝迄于愍帝五十二年、凡二十卷、奏之。其書簡略、直而能婉、咸稱良史。

と、東晋創建にあたり中書監王導は、帝王の事績を「後世の模範となる典籍（令典）」として残すことの必要性を述べ、宣帝・武帝の事績が上聖と等しいにもかかわらず、その事績を記した「紀伝」が朝廷に存在しないことから、国史編纂を強く上疏している。王導は、くわえて史官の整備と佐著作郎干寶等複数人による国史の編纂を上疏し、これを受け元帝は干寶に国史編纂を行わせたとある。そして、干寶は、西晋の宣帝から愍帝までの五十三年の歴史を約二十巻にまとめ上奏している¹⁶。両記事から、東晋はその草創期から史官を置き、修史を開始していたことがわかる。

くりかえしになるが、東晋初の宮廷図書は、晋史を編纂にするために参照すべき「紀伝」が枯渇していた。その国史の内容として、上は歴代皇帝の事績を、下はその皇帝を支え助けた勳臣の事績を記すよう進言している。このことから「紀伝」とは皇帝の記録であると紀と功績を挙げた臣下の記録である伝とを指すことがわかる。干寶伝では、このような状況にあったがゆえに国史を編纂すべきであるとの見解が示されている点を確認しておきたい。

一方で『晋書』卷八二王隱伝には、

王隱字處叔、陳郡陳人也。世寒素。父銓、歷陽令、少好學、有著述之志、每私録晉事及功臣行狀、未就而卒。隱以儒素自守、不交勢援、博學多聞、受父遺業、西都舊事多所諳究。建興中、過江、丞相軍諮祭酒涿郡祖納雅相知重。……乃上疏薦隱。元帝以草創務殷、未遑史官、遂寢不報。

と、江左のち、祖納が王隱を推薦したさい、元帝は草創期であることを理由に史官の設置を見送っている。先に見た王導の上疏では、草創期であることを理由に史官整備、国史編纂を認めたのに対し、ここでは王朝の草創期であること

を理由に史官設置を見送っている。あわせて同伝には、

太興初、典章稍備、乃召(王)隱及郭璞俱爲著作郎、令撰晉史。豫平王敦功、賜爵平陵鄉侯。時著作郎虞預私撰晉書、而生長東南、不知中朝事、數訪於隱、并借隱所著書竊寫之、所聞漸廣。是後更疾隱、形於言色。預既豪族、交結權貴、共爲朋黨、以斥隱、竟以謗免、黜歸于家。貧無資用、書遂不就、乃依征西將軍庾亮于武昌。亮供其紙筆、書乃得成、詣闕上之。隱雖好著述、而文辭鄙拙、蕪舛不倫。其書次第可觀者、皆其父所撰、文體混漫、義不可解者、隱之作也。年七十餘、卒於家。

と、建武元年十一月丁卯に史官を置き、佐著作郎干宝に国史編纂を命じたわずか数年後の太興(三一八—三二一)初めに、典章(典は法規・制度・儀礼などを、章は規則・条項・法律などを指す)が多少整ったという理由で王隱、郭璞を召し著作郎とし、晋史編纂を命じている。このことは、王府に「紀伝」がないという状況で晋史編纂の詔が下った干宝状況とは異なるものであったことを示している。

なお、同伝では、王隱と郭璞に加え、著作郎虞預が『晋書』を「私撰」していたとあり、同時期に著作郎が三名いたことが読み取れる。さきに見た『晋書』職官志、『宋書』百官志によれば、晋の修史体制は、著作郎一名、著作佐郎八名であったとされる。船木勝馬氏は、「東晋初にまず干宝が佐著作郎として国史を領し、太興初に王隱が著作郎となり、郭璞や虞預が佐著作郎の任にあつた」とする¹⁾。ただ当時は、「中興初、拜中書郎、領著作」(『晋書』卷七三庾亮伝)、「(庾)亮領著作、侍講東宮」(『北堂書鈔』卷五七著作愆に引く『庾亮別伝』)とあり、庾亮が著作郎の任にあつた。『晋書』卷五二華譚伝にも、

建興初、元帝命爲鎮東軍諮祭酒。譚博學多通、在府無事、乃著書三十卷、名曰辨道、上賤進之、帝親自覽焉。轉丞相軍諮祭酒、領郡大中正。譚薦干寶、范晔於朝、乃上賤求退曰、…不聽。建武初、授祕書監、固讓不拜。太興初、拜前軍、以疾復轉祕書監。自負宿名、恒怏怏不得志。時晉陵朱鳳、吳郡吳震竝學行清修、老而未調、譚皆薦爲著作佐郎。

と見え、建興の初め、すでに齡七十になろうとしていた華譚が、自ら任を辞すため干宝等を朝廷に推薦している。その後、華譚は太興初めに秘書監となり、晋陵朱鳳、呉郡呉震を著作佐郎に推薦している。同じく『太平御覽』卷二三四職官部三二著作佐郎に引く『晋中興書』にも、

華譚爲祕書監時、晋陵朱鳳、呉郡呉震等、以單族有史才、白首衡門、譚薦二人、擢補著作佐郎、竝皆稱職、

と、史才があるにもかかわらず、単族であるという理由で老年まで貧しい暮らしをしていた晋陵朱鳳、呉郡呉震等を著作佐郎に推薦し、彼らの才能がその職務にかなうものであったことが記されている。この朱鳳の著作については『隋書』卷三三経籍志史部正史類に、「晋書十卷、未成、本十四卷、今殘缺。晋中書郎朱鳳撰、詒元帝」とあり、紀伝体での著述であったことがわかる。

以上のように、東晋初期、庾亮をはじめ、干宝、王隱、郭璞、虞預、朱鳳、呉震といった複数の人士が「著作の官」(本稿では著作郎と著作佐郎の職掌の違いや表記上の問題については詳述せず、両者をあわせて「著作の官」として考察する)に任じ、晋史編纂を行っていたことがわかる。この複数の著作の官によるほぼ同時期に行われた、一見すると統一のとれていない一連の晋史編纂事業をどのように評価すべきであろうか。

ここで、東晋期の晋史編纂についてまとめると次頁の表の通りになる。ここから看取できることは、干宝が西晋を叙述対象とした編年体『晋紀』を編纂した後、著作郎・著作佐郎による晋史は謝沈に至るまで、すべて(西晋を含むものもあるが)東晋を叙述対象とした紀伝体であったという事実である。このことは、干宝の晋史編纂とその他著作の官による晋史修史の目的が異なっていた証左となる。

では、謝沈(二九二〜三四四)『晋書』¹⁸⁾以降、晋史編纂が紀伝体から編年体へと切り替わったという事実が、いったい何を意味するのであろうか。この時期は、おおよそ元帝期から康帝期(三四二〜三四四)にあたる¹⁹⁾。ここであらためて想起すべきは、康帝を受けた穆帝治世に行われた著作郎李充による『晋元帝四部書目』の編纂である。紀伝体晋史の編纂から編年体晋史の編纂への移行期と時を同じくして李充校書が行われたことに関係はあるのだろうか。

《東晋期の晋史編纂》

	著者	書名	対象時期	編纂時期	書体	著作の官
10	王韶之	『晋紀』十卷 『晋安帝陽秋』			編年体	○
9	徐広	『晋紀』四六卷	簡文・孝武・安帝	四〇五、四一六年	編年体	○
8	習鑿齒	『漢晋春秋』五四卷	愍帝まで		編年体	
7	孫盛	『晋陽秋』三二卷	哀帝まで	頃、三七〇年	編年体	○
6	鄧粲	『元明紀』十篇 『晋紀』十一卷	明帝まで		編年体	
5	謝沈	『晋書』三十余卷	元・明帝		紀伝体	○
4	虞預	『晋書』四十余卷	明帝まで	三三〇年頃	紀伝体	○
3	王隱	『晋書』八六卷		三三八、三四〇年頃	紀伝体	○
2	朱鳳	『晋書』十四卷	元帝まで	三一八、三二二、三二七、三三三	紀伝体	○
1	干宝	『晋紀』二十卷	宣帝、愍帝		編年体	○

【牛潤珍『漢唐初史官制度的演変』河北教育出版社、一九九九年、一〇四、一一三頁をもとに作成】

第三節 東晋期における私撰晋史と官撰

晋史——編年体と紀伝体——

東晋初における著作の官による修史を考えるうえで、いまひとつ気がかりな点として、私撰と官撰の別がある²⁰。船木勝馬氏は、晋朝において行われた修史を整理し、徐広の『晋紀』のみを勅撰とし、その他はすべて私撰であり、職責上の著作と規定するわけにはいかない、とする²¹。牛潤珍氏は、東晋期における「著作官国史修撰体制」が緩やかな体制で、史官による修史は私撰同様であったと指摘している。また、著作郎と著作佐郎との分業は機能せず、正郎である著作郎は閑職で、佐郎である著作佐郎が国史編纂を担っていたとする。具体的には西晋期に著作佐郎が修史の材料を広く集めていた体制が機能せず、修史を監督する秘書監も国史編纂の監督業務を放棄したため、私撰による修史の風潮が形成されたとのべる²²。牛氏の指摘は示唆に富む。

両氏が指摘するように、東晋期において史官（著作郎・著作佐郎）在官中に修史を成し遂げた例はほ

とんどない。ただ、そのことからただちに当時の修史を私撰と判断するには多少の躊躇を覚える。むしろ、上記表からもわかるように晋史の編纂者のその多くが著作の官に任じていた、という点に留意すべきである。そこで以下では、東晋初に著作の任にあり、晋史を編纂した人士につき検討を加えたい。

まず干宝についてであるが、その修史は草創期であり、修史にいとまがないと判断された王隱の事例とは反対に、草創期であるがゆえに修史が必要であるという王導の上疏を承け、開始されたものであった。干宝はこのような状況下において、西晋の宣帝から愍帝までの五三年の歴史を約二十巻にまとめ上奏したのである(『隋書』卷三三經籍志史部古史類「晋紀二十三卷干寶撰。訖愍帝」)²³。『晋書』卷八二千宝伝の記事によれば、干宝が『晋紀』成著のさいに著作の任になかったことから、当該書を私撰史書であると判断することもできるが、『北堂書鈔』卷五七著作惣六十に引く『晋中興書』に、「太康孫錄云、…、干寶以散騎常侍領著作」と、干宝は散騎常侍任官後も著作を兼任していたことが見える。以上のことをふまえると、干宝の修史は著作の官の立場で東晋王朝公認の西晋史を編年体でまとめることを目的としたものであったといえる²⁴。

当時の編年体修史について尾崎康氏は、「後漢以後の編年体史は、まず紀伝体史が存在するものについて、旧書を約集し、書志列伝をとり、これらを総合して帝紀一本とし、記事も重複出入を省要し、その文を冊略し、その何分の一かの三十巻ほどに纏めあげられたものである。(中略)第一にその年代記的な簡明さ、便宜性を買われたことには、疑問の余地がない」²⁵とし、後漢末、荀悦が班固『漢書』に基づき編年体の『漢紀』を編纂した例を挙げ、紀伝体の存在が前提とした修史形体であったとする²⁶。ただ、上引した『晋書』干宝伝に見える王導の上疏には、「紀傳王府に存せず」とある。当時東晋朝の王府には編年体修史のもととなる「紀伝」が充分でなく、干宝が王府に備えられた既存の紀伝体晋史をもとに『晋紀』を編んだのではないことがわかる。

つぎに、干宝の修史とほぼ同時期に開始された王隱の紀伝体晋史について見ておきたい。そもそも、干宝の「撰集」と王隱の「撰晋史」とは性格が異なる。その最たるものは、対象とする時代と叙述形式である。干宝の修史は西晋史で

完結させることを前提とし編年体で編まれたものであった。対して、王隱『晋書』の構成は、本紀・列伝・志からなる紀伝体で、その対象の時代は西晋宣帝から東晋元帝・明帝・成帝の三朝に及ぶ²⁷⁾「現代史」であり、西晋と東晋との連続性を含意するものであった。

では、王隱が紀伝体で西晋を含む現代史である東晋史を編纂した目的はどこにあったのであろうか。『晋書』巻八二王隱伝²⁸⁾によれば、父王銓には著述の志があり、西晋期に晋事、功臣の行状を「私録」していた。王隱はその父の遺業を継ぎ、西晋の事績を調べたとある。その後、王朝が江南に移り、王隱は著作郎に任命され、同じく著作郎であった郭璞と晋史の編纂に従事することとなる。同じ著作郎であった虞預に排斥され、咸和六年(三三一)頃に郷里に帰るも困窮し、陶侃を頼り武昌に身を投じ、咸和九年(三三四)、陶侃の没後、庾亮に紙筆を与えられ成著するに至る。その後王隱は成帝の咸康六年(三四〇)に建康に赴き、紀伝体『晋書』²⁹⁾を奏上している。

『晋書』が完成したとき、著作の任になかったことから、王隱『晋書』は私撰と位置づけられるのである。はたしてこの事実は王隱『晋書』が官撰でなかったと判断する材料となりうるのであろうか³⁰⁾。『北堂書鈔』巻五七設官部九著作惣六十に引く王隱『晋書』に、「張戴爲著作佐郎、才通經史、能作晋書」、「何嵩字泰慕、善史漢、爲著作郎、亦不能作晋書」³¹⁾とある。西晋の事例ではあるが、ここではこの著作の任にあり、「能く晋書を作る」、「晋書を作るあたわず」と王隱がわざわざ書き添えた点に着目したい。なぜなら、当時王隱に著作郎および著作佐郎に任じた者は晋史編纂を行うべきであるとの認識が、存在していたと考えられるからである³²⁾。

晋代の著作郎の職掌については『史通』巻十一史官建置篇に、「案晋令、著作郎掌起居集注、撰錄諸言行、勳伐舊載史籍者」と、著作郎の職掌は起居集注³³⁾(本紀関連)の編纂に加え、諸人の言行・軍功功績の「すでに史籍に載録されている事柄(列伝)の撰述」を担当していたとされる点が参考となる。この著作郎が「先行する叙述」をもとに修史を行ったという点はきわめて示唆に富む。

当該時期は、宮廷図書館にも紀伝がなく、著作の官であっても先行する叙述を目にする機会に恵まれていなかった。

くわえて、『初学記』巻二一文部紙第七に引く晋虞預請祕府紙表に、「祕府中有布紙三萬餘枚、不任寫御書、而无所給、愚欲請四百枚、付著作史、書寫起居注」と、著作郎でさえ、起居注編纂の紙の確保に苦勞していた。このような状況下で、組織だった大規模な晋史編纂は行いがたく、そのため東晋初以降の修史は、著作の官に任じられた個人の才覚や情報量に頼っていたと考えられる³⁴。このことが東晋初より著作の官に任じた人士が個々に紀伝体晋史を編纂したことに繋がったのであろう。

以上、東晋初に一見すると官撰修史に関わらない晋史が、著作の官経験者によって編纂された背景には、修史の前提となる東晋に関わる「紀伝」がほとんど存在しなかった当時の状況があったと考えられる。著作郎・著作佐郎によって組織的に晋史編纂を行う前提として、その素材となる「紀伝」の整備が急務となっていたため、王隱の例に顕著なように著作の官に任じた者は、著作の任を外れた後も個人の才覚、情報により紀伝体晋史の編纂を継続していたと考ええる。このように東晋期に特有の事情が、著作の官に任じた人士の個人的な才覚による修史を促した歴史的な要因であったと理解できる。

第三章 東晋期における校書修史体制の再構築

第一節 四部分類における『晋元帝書目四部』という画期

ここであらためて、穆帝永和中に著作郎であった李充が、なぜ元帝期に収集された図書のみを対象とした校書を行ったのかという点について考えてみたい。この時期は、『晋書』巻十八律曆志下に、穆帝永和八年（三五二）同じく著作郎王朔之により通曆の作成が行われていたことが見えるように、東晋王朝にとって重要な施策が、著作郎を中心に進められていた。このような時期に、本来校書を所管する祕書郎ではなく、修史を職掌とする著作郎が校書を行ったのであるか。先に見たとおり、穆帝期までに多くの紀伝体東晋史が編まれ、編年体東晋史編纂の準備が整いつつあったことか

ら考えると、著作郎による校書は、修史との関わりを予想させる。

一方で、西晋恵帝以後、秘書監・秘書郎を中心に行われてきた校書体制が東晋に引き継がれていないという、西晋との非連続性があらわれる。その理由のひとつとしては、秘書郎の置かれた状況にあったと予想できる。つとに宮崎市定氏が指摘するように東晋期、秘書郎は最も家柄の良い子弟の起家官となっており、「秘書郎は秘書省の郎官であって、秘書省とは秘籍を蔵する、言わば図書寮である。こういうような、別に仕事の能率をあげる責任がなく、文化に関係ある地位が清官であった」³⁵とするように、実務を伴わない官であった。このように校書を行う秘書郎が機能しないという状況において、著作郎がその職務を代替せざるを得なかったのがひとつの要因であった可能性を指摘できる。『史通』で修史の素材をひろく集める役割を担ったとされる著作佐郎も、秘書郎より一段下がるものの家柄の高い子弟の起家の官とされ、その例外ではなかった。

西晋武帝期に校書に当たった荀勗の言葉（「荀勗讓樂事表」）を借りるまでもなく、校書には膨大な時間と労働力が必要であった。このことをふまえ、恵帝期には秘書監を校書の責任者とした四百名規模の校書体制が構築されるのである。ただ、実務を伴わない清官となり、高い家柄の子弟の起家の官となった秘書郎に穆帝期までに集積された天下の図書を校書する能力はなかったと考えられる。つまり、校書の任に当たるはずの秘書郎、くわえて修史の素材をひろく集めるはずの著作佐郎の現状が、著作郎であった李充が校書に当たらざるを得ない状況を生み出した一要因と言える。

李充より少し時代は下るが、このような状況をうかがわせるものとして桓温の諸建議が挙げられる。哀帝の興寧元年（三二三）、大司馬、都督中外諸軍事、録尚書事の各要職にあり、中央政権の権力を握った桓温は、著作佐郎の定員を削減することを建議している³⁶。この著作佐郎の削減について川合安氏は、建議されながら削減されなかった秘書郎と對比し、同じく名家起家官であった著作佐郎が閑職であつたうえに、秘書郎とはちがいが起家官として辞退されることがあつたことを指摘し、不要不急の官として廃止されたとする³⁷。

本稿の関心からいえば、政治的な相克から生じた政策であると同時に、有名無実化していた秘書郎、著作佐郎の改革

の必要性が強く認識されていたことが、その根底にあった点を指摘したい。桓温が晋書を編纂することも建議⁽⁸⁾していることから、改革の根底には晋史編纂の推進を主導することがあったと推察される。西晋の例からいえば、修史の前提となる校書が必要となる。校書すべき図書が集積されているにもかかわらず、名家の起家官としてその実施部局としての能力を伴わない秘書郎、著作佐郎の現状が、桓温の「省官併職」政策を促したといえる。

李充の校書は桓温に先立つものではあるが、李充が校書を行っていた時代、実務能力を伴わないうえ、校書まで行っていた著作局に校書と晋史編纂とを貫徹する余力はなかったと考える。そのため、著作郎李充による校書は元帝期に収集された書物にのみ限定されたのであろう。

李充が校書を行った穆帝期には徐々にはあるが東晋期に関する「紀伝」が整いつつあった。そのなかで完成した載録数三〇一四巻という『晋元帝書目四部』は、元帝期に充分な図書が収集されておらず、「紀伝」が充分に整っていかなくなったという状況をあらためて浮き彫りにすることになったと思われる。そして、このことは史書の増加によって、乙部であった子部と丙であった史部とが入れ替わったとする見解が当該時期の図書収集の状況にあっていないことを示している。すなわち、史書の増加ではなく、国史編纂への機運が高まるなかで、修史に不可欠な紀伝が充分に整っていったという元帝期の状況が、史書、および史部の重要性を高めたと考える。

第二節 孝武帝期の校書と修史

徐広の校書については、上引した『統漢陽秋』に徐広が著作郎の立場で校書を行ったとある。これは、『北堂書鈔』卷五七設官部九著作惣六十に引く檀道鸞『晋陽秋』にも「孝武好覽文藝、勅著作郎徐野民、料簡四部見書、凡三六千卷」と同様の叙述がある。しかし、『宋書』卷五五徐広伝には、「晋孝武帝以廣博學、除爲祕書郎、校書祕閣、增置職僚。轉員外散騎侍郎、領校書如故。」と、孝武帝期(三七二〜三九六年)にその博学をもって祕書郎となり、祕閣の書物を校書したとある。その後、員外散騎侍郎に転じるも、校書は兼任し、継続して行ったことがわかる。『晋書』卷八二徐広伝に

も、「孝武世、除祕書郎、典校祕書省。增置省職、轉員外散騎侍郎、仍領校書」と、ほぼ同様の内容が確認できる。あとで見る『宋書』、『晋書』の徐広伝にも、義熙年間に著作郎となり、晋史の編纂にあたったことから徐広は著作郎ではなく祕書郎として校書を行ったと判断できる。

さきに見たとおり東晋期の祕書郎は、仕事の能率をあげる責任のない清官であったとされるが、徐広が孝武帝期に祕書郎として校書事業を担当し、他の官職に転じた後もひき続き校書事業に従事している事実は、単なる清官ではない祕書郎の姿をうかがわせる。またこの校書は、孝武帝寧康年間（三七三〜三七五）に始まり、義熙四年になったとされ、その間約三十年に及ぶ。

徐広がかくも長期にわたり校書に従事した理由を明らかにするために、徐広の校書が開始された孝武帝期についてみておきたい。孝武帝曜は、簡文帝の急死を受け、わずか十歳にして即位している。ここからこの校書が孝武帝の肝いりで開始された事業でなかったことがわかる。ただその後、孝武帝は書物の収集、校書に大きな関心を寄せている。『太平御覽』卷二三三職官部三一祕書丞に引く檀道鸞『晋陽秋』に、

太元十八年王謐爲祕書丞、乃表、前尚書殷允、中書郎張敞、太子後率郗儉之、故太常桓石秀、是多書之家、請祕書郎分局採借、

と、孝武帝の太元十八年（三九三）には、祕書丞となった王謐が、祕書郎を派遣し蔵書家であった前尚書殷允、中書郎張敞、太子後率（太子後率は太子衛率の誤り）郗儉之、故太常桓石秀から書物を採借させるよう上表しているように、大規模な国家事業として凶書の収集が行われている。

孝武帝による校書への執着、徹底ぶりを示すものとして、『晋書』卷八二孫盛伝に、

（孫）盛篤學不倦、自少至老、手不釋卷。著魏氏春秋、晋陽秋、并造詩賦論難復數十篇。晋陽秋詞直而理正、咸稱良史焉。既而桓溫見之、怒謂盛子曰、枋頭誠爲失利、何至乃如尊君所說。若此史遂行、自是關君門戶事。其子遽拜謝、謂請刪改之。時盛年老還家、性方嚴有軌憲、雖子孫班白、而庭訓愈峻。至此、諸子乃共號泣稽顙、請爲百口切計。

盛大怒。諸子遂爾改之。盛寫兩定本、寄於慕容備。太元中、孝武帝博求異聞、始於遼東得之、以相考校、多有不同、書遂兩存。

と、太元中に遠く遼東にまでひろく異聞を求めている。この記事は、孫盛が改竄を恐れ二部の定本を作成したという点と、孝武帝が慕容備³⁹に送られた『晋陽秋』を遼東で手に入れたさいに、内容に多く異同があることから校勘を加えず、兩本とも収載したという点に注目が集まるが、一部が改訂され東晋王朝に残されていた点も見逃せない。

孝武帝期にはこの校書事業とあわせて、注目すべき動きが見られる。『職官分紀』卷十六著作佐郎に引く『宋百官春秋』⁴⁰に、「常道郷公咸熙百官名有著作佐郎二人。晉定員八人、哀帝興寧二年、大司馬桓温表省四人、孝武帝寧康元年復舊八人」と、哀帝の興寧二年に桓温が四名に削減した著作佐郎を、孝武帝は寧康元年（三七五）にもとの八名に戻している。その後、『晋書』卷九二伏滔伝に、「太元中、拜著作郎、專掌國史、領本州大中正。…遷游擊將軍、著作如故。卒官。」と、太元中に伏滔を著作郎とし國史編纂を行わせたとあり、晋史編纂の動きが活発となる。また、『晋書』卷八二習鑿齒伝に、

及襄陽陷於苻堅、堅素聞其名、與道安俱輿而致焉。既見、與語、大悅之、賜遺甚厚。又以其蹇疾、與諸鎮書、昔晉氏平吳、利在二陸、今破漢南、獲士裁一人有半耳。俄以疾歸襄陽。尋而襄鄧反正、朝廷欲徵鑿齒、使典國史、會卒、不果。

と、習鑿齒は苻堅によって襄陽が陥落した孝武帝太元四年（三七九）に囚われ、長安に連行されるが、病を理由に襄陽に帰り、三八三年に襄陽は東晋の取り戻すところとなったとある。朝廷は習鑿齒を召して國史の編纂に当たらせようとするも習鑿齒の死によって沙汰止みとなるが、孝武帝が晋史編纂に力を入れていたことがうかがえる。

『職官分紀』卷十六著作佐郎に引く『晋令』に、「著作郎品第六、進賢一梁冠絳朝服、孝武太元四年、詔祕書監自選著作佐郎」と、習鑿齒が苻堅に囚われた孝武帝太元四年には、祕書監に著作佐郎を選ばせる権限を与える修史体制が確立され、祕書監の職責は重要度を増している。

以上、孝武帝期には著作郎が校書を行っていた穆帝期の校書体制を、秘書郎が管轄する体制に改めると同時に、桓温に削減された著作佐郎を八名に戻し、修史責任者である秘書監が著作佐郎を任命する修史体制が整えられた。

第三節 義熙年間の校書と修史——東晋期の集大成——

孝武帝期には秘書省を中心に大規模な校書事業と修史事業とが動き出していた。ただ、孝武帝期の後半に、孝武帝の弟である会稽王司馬道子が台頭し、三八五年に謝安が死去すると、実権は司馬道子が掌握するにいたる。その後、司馬道子父子による政治の紊乱、三八三年の淝水の戦いに代表される外圧と、内外において徐々に混乱の度合いを強めていた。結果的にこの校書修史事業は、孝武帝が太元二年（三九六）に怪死したことにより完遂されなかったと考える。

孝武帝の死後、安帝司馬德宗が即位するが、三九九年に孫恩の乱が起こり、その勢力は都建康に迫る。この混乱に乗じた西府軍の桓玄は四〇三年十二月、安帝を廃し、楚を建国する。しかし、わずか数ヶ月後の四〇四年二月、劉裕が安帝を奉戴して東晋王朝が再興することとなる。そして、孝武帝以来の校書事業が完成するのが、義熙年間（四〇五—四一八）である。『宋書』卷五五徐広伝には、

義熙初、高祖使撰車服儀注、乃鎖鎮軍諮議參軍、領記室、封樂成縣五等侯、轉員外散騎常侍、領著作郎。（義熙）二年、尚書奏曰、臣聞左史述言、右官書事、乘、志顯於晉、鄭、陽秋著乎魯史。自皇代有造、中興晉祀、道風帝典、煥乎史策。而太和以降、世歷三朝、玄風聖迹、倏爲疇古。臣等參詳、宜敕著作郎徐廣撰成國史。詔曰、先朝至德光被、未著方策、宜流風緬代、永貽將來者也。便敕撰集。

と、徐広が司馬元顕、桓玄と歴代の権力者のもとで職務を執行し、安帝義熙初に、つぎの権力者である劉裕の命により『車服儀注』の編纂を行い、著作郎を拜命している。その後、義熙二年（四〇六）に、廢帝海西公の太和（三六六—三七七）以降の三朝期（簡文帝・孝武帝・安帝）につき、著作郎徐広に国史編纂を行わせるべきであると尚書より上奏があり、徐広に国史編纂の勅が下っている⁽⁴⁾。

とくに、海西公の太和年間以前、すなわち元帝から哀帝まで中興からの六代皇帝については史策が存在するという認識が示されている点は東晋史編纂の状況を知るうえで、重要である。ここでいう史策とは、簡文帝・孝武帝・安帝について徐広が編年体『晋紀』を編んでいることから、編年体であったと判断しうる。いま残されている東晋史でこの史策に該当する編年体晋史には、鄧粲『元明紀』十篇・『晋紀』十一卷、孫盛『晋陽秋』三二卷がある。

鄧粲については著作の官に任じたという記録が残されていないことから、ここでは検討の対象外としたい⁽⁴²⁾。一方、孫盛については、著作佐郎で起家したという記録がただけにとどまらず、修史の監督者である秘書監にまで登りつめている。この孫盛の手による『晋陽秋』は哀帝までを叙述対象としていることから、『宋書』卷五五徐広伝に「中興晋祀、道風帝典、煥乎史策」とする「史策」に該当する可能性が指摘できる。

また、『晋書』卷八二孫盛伝で桓温が孫盛『晋陽秋』に自身に不都合な事実が叙述されていたことについて激怒し、その内容を書き改めさせようとしたとあることは、この書の持つ影響力の大きさを物語っており、いわゆる私撰史書の域を超えていたことを想像させる。なぜなら、当時桓温は、修史部局である秘書の改革を推進しており、自身に不都合な事実を叙述しない晋史編纂を断行できる立場にあったと考えられるからである。にもかかわらず、孫盛の『晋陽秋』を見た桓温が孫盛ではなく、その子に向けて怒気を発するにとどまったのは、孫盛『晋陽秋』を容易に改訂できるものではないと認識していたことを示している。

そこで、あらためて孫盛の修史について確認しておく、『北堂書鈔』卷五七設官部九著作惣六十に引く『晋中興書』に、「太康孫録云、孫盛字安國、以秘書監領著作」とある。ここから、孫盛が修史を監督する秘書監の立場にありながら実際の修史を行う著作郎を兼任していたという事実が重要な意味を持っていたことが見えてくる。とすれば、『世説新語』排調篇二五に「褚季野問孫盛、卿國史何當成、孫云、久應竟、在公無暇、故至今日」という、公務の片手間に私撰晋史の編纂を行っていたと読み取れる記事も、秘書監兼著作郎である孫盛が公然に哀帝、もしくは桓温が言うように枋頭の戦いが行われた廢帝奔の太和年間ごろまでを対象とした修史を行っていたと理解できる⁽⁴³⁾。秘書監兼著作郎であつ

た孫盛の修史であるがゆえに、太和以前の叙述がすでになされていくとの認識につながったのであろう。そして、この孫盛『晋陽秋』のあとを受けたのが、徐広の編年体『晋紀』であつたと位置づけられる。『晋書』卷八二徐広伝には、義熙初、奉詔撰車服儀注、除鎮軍諮議、領記室、封樂成侯、轉員外散騎常侍、領著作。尚書奏、左史述言、右官書事、乘志顯於晉鄭、春秋著乎魯史。自聖代有造中興記者、道風帝典、煥乎史策。而太和以降、世歷三朝、玄風聖迹、儻爲疇古。臣等參詳、宜敕著作郎徐廣撰成國史。於是敕廣撰集焉。遷驍騎將軍、領徐州大中正、轉正員常侍、大司農、仍領著作如故。十二年、勒成晉紀、凡四十六卷、表上之。因乞解史任、不許。遷祕書監。

と、国史編纂の勅を受けた著作郎徐広が義熙十二年(四一六)に編年体で記された『晋紀』四六卷⁴⁵を完成させ、上表したとある。ここで確認しておきたいのは、この国史編纂を推進した主体である。上引した『宋書』卷五五徐広伝によると、義熙二年に尚書の上奏があつたとされる。桓玄討伐後、安帝が復位した当時の尚書のトップは劉裕に推された王謐であつた⁴⁶。すなわち、国史編纂は劉裕に立てられた録尚書事王謐を中心とする尚書によつて推進されていたと判断できる。くわえて義熙初、劉裕が徐広に『車服儀注』の編纂を命じ、その後著作郎となつたこと、劉裕の推薦を受けて録尚書事になつた王謐を中心とする尚書の上表により国史編纂が行われたことから鑑みるのであれば、『晋紀』編纂に劉裕の意向が大きく作用していたと判断して大過ないといえる。そのほか『宋書』卷七四臧質伝には、

臧質字含文、東莞莒人。父熹字義和、武敬皇后弟也。與兄燾竝好經籍。∴。高祖入京城、熹族子穆斬桓脩。進至京邑、桓玄奔走、高祖使熹入宮收圖書器物、封閉府庫。

と、臧質の父、臧熹が劉裕の桓玄討伐後の建康入城時に、劉裕の命により宮廷圖書の保護を担つたとあり、劉裕が東晋王朝所蔵の圖書の保護に関心を持つていたことを示している。このことは、義熙八年に成つた秘書郎徐広の『晋義熙四年秘閣四部目錄』とも無関係ではないと考える。その後、徐広は義熙十二年に著作郎として『晋紀』を書き上げるのである。この徐広による校書と修史とから、あらためて李充校書の背景を考えるのであれば、東晋史の編纂を前提とした事業であつたと理解できる。

おわりに

東晋王朝では、その創建当初から修史体制を構築する動きがあったことをみてきた。校書については、穆帝期の李充校書まで顕著な動きは確認しえないが、李充が元帝期に集められたとおぼしき書物を校書している点を鑑みれば、その創建当初より書物の収集が行われていたと考えうる。

以下では、さきに提起した西晋王朝と東晋王朝との連続と非連続とに留意しつつ本稿で述べてきたことを整理したい。まず、西晋王朝との非連続性という点から見るのであれば、著作郎である李充が校書を行う体制をとっていたことが挙げられる。王隱『晋書』を見る限り、東晋王朝は秘書が校書と修史とを連動し行う西晋の校書修史体制を把握していたと判断できる。この点からすれば、西晋から東晋への混乱による知識の伝承が途切れたことによる非連続ではないことは明かである。そこには秘書に属する秘書郎と著作郎とが校書と修史とを分担して行うことが難しい東晋に特有の事情があった。

つぎに連続性という視点からは、徐広が秘書郎として校書を行い、その後著作郎として修史とを行ったという事実が注目される。徐広が校書と修史とを行った点から、あらためて李充の校書の意味を考えるのであれば、現代史である晋史編纂の前提作業としての校書事業であったといえる。徐広の例からすると著作郎として李充が行うはずであった修史とは、編年体による晋史の編纂であったと予想される。このことは、穆帝期以降、紀伝体ではなく、編年体で晋史が編まれたこともその裏付けとなる。

この編年体による東晋史編纂を前提とした李充の校書は、当時集められていた元帝期以降の書物をも校書することを視野に入れた分類であったと考える。秘書郎徐広による『晋義熙四年秘閣四部目錄』は、東晋王朝が長きにわたり秘閣に集積してきた書物を李充の四部分類により整理したものであり、李充の分類を後世へ伝える嚆矢であったと位置づけられる。

この校書に基づき著作郎徐広によって編まれた『晋紀』四六卷は、劉宋の建国を予感させるなか、劉裕の意向を受け、廢帝海西公以降の三朝期（簡文帝・孝武帝・安帝）を対象としたものであり、まさに東晋時代の集大成と呼ぶにふさわしいものであった。ここに著作郎が校書を行った穆帝期の校書から秘書郎が校書作業を行い、著作郎が校書の成果をもとに編年体修史を成し遂げる東晋の「校書修史体制」が再構築されたと結論づけられる。このことは西晋王朝と東晋王朝との連続性を示すものである。

東晋期は修史の元となる紀伝の不足、書写材料である紙の不足といった修史に困難が伴う状況のなかで、著作の官に任じた者を中心に互いに欠を補いながら歴史を不断に紡いだ時代であるといえる。そして、この時代性に史部が子部に先行した歴史的背景を見いだしうる。東晋中期に李充によって完成した『晋元帝書目四部』は、載録数三〇一四卷という載録数の少ない書目であった。この載録数および「紀傳王府に存せず」という元帝初期における王朝圖書の状況からすると、載録された史書の増加という理由で、乙部であった子部と丙部であった史部とを入れ替えたとは考えにくい。むしろ、顕在化した史という意識とあいまって、載録すべき史書が少ないという状況が、史書、および史部に対する重要性を高め、史部を子部に先行させる要因になったと考える。この点にこそ李充の四部分類が「永く秘閣の制度」として清朝にまで受け継がれる歴史的背景があったと考えたい。

註

(1) 永田拓治「魏晋期における校書事業と史書編纂」(『中国古代史論叢』九、二〇一七年)、「史部の成立」(『魏晋南北朝史のいま』ア ジア遊学 二二三) 勉誠出版、二〇一七年) 参照。

(2) 『七録』序(『広弘明集』卷三歸正篇第一之三)中の「古今書最」は、歴代書目として、①『晋中經簿四部』、書一千八百八十五部、二萬九百三十五卷。其中十六卷、佛經、書簿少二卷、不詳所載多少。一千一百一十九部亡、七百六十六部存、②『晋元帝書目四部』、

三百五帙、三千一十四卷、③『晉義熙四年祕閣四部目錄』⑤『宋元嘉八年祕閣四部目錄』、一千五百六十四帙、一萬四千五百八十二卷【五十五帙、四百三十八卷、佛經也】を挙げらる。

(3) 内藤湖南『支那目錄学』（『内藤湖南全集』十二、筑摩書房、一九七〇年、三九三・三九四頁）参照。

(4) 倉石武四郎『目錄学』（汲古書院、一九七九年、四〇・四一頁）参照。

(5) 清水茂氏（『中国目錄学』筑摩書房、一九九一年、二九頁）は、「李充が、荀勗の目錄にもとづいて、新しく目錄を作り、荀勗の目錄の乙部と丙部とを入れかえ、乙部を歴史書、丙部を諸子百家の書とした。それ以来、經史子集の順序は固定して、現在まで及んでゐる。」とする。

(6) 李充『晋元帝書目四部』にわずか三〇一四巻しか収載されていなかったことについて、余嘉錫氏（『目錄学発微』巴蜀書社、一九九九年、一三九頁）は、本書目が古今の書目の中で最も収録数の少ない書目であり、もし荀勗『中経新簿』のように分類名を設け分類を行った場合、各部に収載される書物がわずかな巻数になるため、分類名を設けなかったとする。

(7) 倪士毅『中国古代目錄学史』（杭州大学出版社、一九九八年、四七・四八頁）、来新夏『古典目錄学浅説』（中華書局、一九八二年、八〇・八一頁）などを参照。

(8) 姚名達『校讐篇 魏吳兩晋校書六次』（『中国目錄学年表』商務印書館、一九四〇年、一八二頁）参照。船木勝馬氏（『晋朝における史官・修史をめぐる』『日野開三郎博士頌寿記念 論集中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店、一九八七年）は、寧康の次の太元の誤りとする。

(9) 前掲註(6)余書（九〇頁）参照。

(10) 唐明元『魏晋南北朝目錄学研究』（巴蜀書社、二〇〇九年、一〇四頁）参照。

(11) 大著作郎の呼称については、『太平御覽』卷三三四職官部三二著作郎に引く王隱『晋書』に「陳壽爲著作佐郎、遷大著作」と見える。

(12) 牛潤珍氏（『漢唐初史官制度的演変』（河北教育出版社、一九九九年、一〇二・一〇三頁）は、泰始初めから元康二年（二六五）二九二）まで著作局は禁中にあり、惠帝期の元康二年に著作が秘書に復属したさいに、禁中より外朝に移ったとする。ただ、著作郎の多くは内朝官を兼務しており、著作佐郎もその多くが内朝、または東宮侍官に転任したため、著作局が外朝にあり、内朝で仕えると

いう状況にあったと指摘する。

- (13) 前掲註(8) 船木論文は、東晋前半期には著作佐郎の名称が現れていたとする。また、著作佐郎と佐著作郎との叙述の不統一が『晋書』に見られるのは同一人の手で撰述されなかったことに原因があるとする。

- (14) 『初学記』卷十二職官部下秘書郎の条に引く『晋太康起居注』には、「秘書丞桓石綏、啓校定四部之書、詔遣郎中四人、各掌一部」とある。太康年間(二八〇～二八九)の秘書監は荀勗であり、この校書の責任者であった。なお前掲註(4) 倉石書(四一頁)は、この記事を、西晋武帝の太興年間ではなく、「晋の孝武帝のときに秘書丞の桓石綏が四部の書を校定したとき詔により郎中四人を遣してそれぞれ一部を掌らしめた」と解釈する。東晋の孝武帝期に比定する根拠は明記されていないが、『晋書』卷九桓玄伝「三年、東陽太守殷仲文與永嘉太守駱球謀反、∴、劉裕以次收斬之、并誅其家屬。後桓謙走入蜀、∴、謙至枝江、荊州刺史劉道規斬之、梁州刺史傅歆又斬桓石綏、桓氏遂滅。」にあると思われる。ただ、この桓石綏と『晋太康起居注』に見える桓石綏とが同一人物であると断定することは難しい。

- (15) 『北堂書鈔』卷一〇二芸文部七刊校謬誤の条に引く「荀勗讓樂事表」には、「臣掌著作、又知祕書、今覆校錯誤、十萬餘卷書、不可倉卒、復兼他職、必有廢頓者也」とある。

- (16) 竹田晃「干宝試論——『晋紀』と『搜神記』の間——」(『東京支那学報』十一、一九六五年)、尾崎康「干宝晋紀考」(『斯道文庫論集』八、一九七〇年)等参照。

- (17) 前掲註(8) 船木論文参照。「太平御覽」卷二三四職官部三二著作郎に引く『晋太興起居注』には、「元帝依故事、召陳郡王隱、待詔著作、單衣介幘、朔望朝著作之省」(『初学記』卷十二著作郎第十二に引く『太興二年依漢故事』に「召陳郡王隱、待詔著作、單衣介幘、朔望於著作班次、依佐郎也」と、元帝太興中に王隱が召し出され、著作として待詔していたことが記されている。「待詔」とは、天子に召し出され、まだ正式の官に任じられないで、下問に備えている状態を指すもので、前掲註(12) 牛書(一〇三頁)は侯補官の一種であったとする。

- (18) 『晋書』卷八二謝沈に、「康帝即位。∴何充、庾冰竝稱沈有史才、遷著作郎、撰晉書三十餘卷。會卒、時年五十二。沈先著後漢書百卷及毛詩、漢書外傳、所著述及詩賦文論皆行於世。其才學在虞預之右云。」と、康帝即位(三四二年)後、何充、庾冰らにその史才

を高く評価され、著作郎に転任した謝沈は『晋書』三十余巻を撰述している。

- (19) 前掲註(12)牛書(一一八頁)は、東晋期の史官による国史編纂は、西晋史に重点をおいた前期と東晋史に重きをおいた後半期(成帝咸康年間以降)に分けられるとする。川合安氏(「桓温の「省官併職」政策とその背景」『集刊東洋学』五二、一九八四年)は、蘇峻の乱終息後の三三〇年代後半から東晋貴族体制が安定に向かうとする川勝義雄氏(東晋貴族制の確立過程——軍事的基礎の問題と関連して——『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年)の時期区分に加え、三三九年、王導・郗鑒、三四〇年、庾亮、と初期東晋政権の指導者が相継いで没していることをも考慮して、三四〇年代から三八〇年代前半(三八三年淝水の戦、三八五年謝安没)までを東晋中期としている。

- (20) 私撰修史に着目した研究としては、郝潤華『六朝史籍与史学』(中華書局、二〇〇五年、一五三—一六〇頁)が挙げられる。

- (21) 前掲註(8)船木論文参照。

- (22) 前掲註(12)牛書(一一〇・一一二頁)参照。

- (23) 編纂目的については、『晋紀』総論(『文選』卷四九史論上)参照。前掲註(16)竹田論文は、中興期にあたり、国威の発揚と晋朝の存在意義を明らかにする点にあったとする。前掲註(16)尾崎論文は、越智重明氏(東晋成立に至る過程に就いて)『東洋学報』三三—三・四、一九五一年)の論文を引きながら、琅邪王司馬睿の皇位継承の異常性を指摘しつつ、元帝王導政権の正統性の主張にあつたとする。

- (24) 柳春新氏(陸機『晋紀』与晋史的修撰起源)『魏晋南北朝隋唐資料』三二、二〇一五年)は、陸機『晋紀』が編年体晋史の先鞭となり、その後の干宝『晋紀』、孫盛『晋陽秋』などの編年体晋史が生まれたとする。

- (25) 前掲註(16)尾崎論文、参照。また、「文史が貴族の教養の中心を占めて、史学が独立し、修史が流行し、搜神記などを含む雑伝類も盛んに編纂されたが、断代紀伝体が正史と目されたのは、いうまでもなく、史記、とくに漢書を規範とした王朝史観というべきものが中心となったからである。これに変化を求め、あるいは簡約を志したものが、断代編年体を取り、春秋、左伝の精神と形式を受け継ごうとした」と指摘する。

- (26) 東晋袁宏撰『後漢紀』序文には、「聊以暇日、撰集爲後漢紀。其所綴會漢紀、謝承書・司馬彪書・華嶠書・謝忱(沈)書・漢山陽

- 公記・漢靈獻起居注・漢名臣奏、旁及諸郡耆舊先賢傳、凡數百卷。」と、編年体である『後漢紀』を編纂するに当たって、先行する多くの紀伝体後漢史、および起居注や郡国名を冠した『耆旧伝』『先賢伝』など数百卷もの『紀伝』を参照していたことがわかる。
- (27) 羅秉英「関于王隱『晋書』的評價問題」(『思想戦線』一九八五年第一期)参照。湯球『九家旧晋書輯本』中州古籍出版社、一九九一年、一六九頁)は穆帝期の佚文を挙げている。
- (28) 王隱の事績については、曹書烈(『王隱家世及其『晋書』』『史学史研究』一九九五年第二期)に詳しい。
- (29) 『初学記』卷二一(文部墨第九)に引く蕭方等『三十国春秋』に「王隱始成晋書、合八十八卷」、「隋書』卷三三(經籍志)經籍二(史部正史)には、「晋書八十六卷、本九十三卷、今殘缺。晋著作郎王隱撰」とある。
- (30) 聶激萌氏(『所謂正史——漢唐間紀伝体官修史的生成』北京大学博士学位論文、二〇一四年、二三・二四頁)は、干宝伝の「奏之」と王隱伝の「詣闕上之」に決定的な違いを見出す。「奏之」は、官撰で計画的に編まれた書の上奏を意味し、「詣闕上之」は、献書的方式であり、官による計画的な書の上奏ではないとする。
- (31) 『晋書』卷三三(何曾伝)何遵伝には、何嵩の父何遵が太康初に魏郡太守として起家したとある。同伝には、「(何)嵩字泰基、寬弘愛士、博觀墳籍、尤善史漢。少歷清官、領著作郎。」とある。また、『晋書』卷五五(張載伝)には、「(張)載又爲濠汜賦、司隸校尉傅玄見而嗟歎、以車迎之、言談盡日、爲之延譽、遂知名。起家佐著作郎、出補肥鄉令。復爲著作郎、轉太子中舍人、遷樂安相、弘農太守。長沙王又請爲記室督。拜中書侍郎、復領著作。」と、司隸校尉傅玄に見いだされたこととある。この傅玄が司隸校尉になったのは泰始五年(二六九)である。
- (32) 虞預は、著作郎として王隱の晋史を盗み見つつ晋史を「私撰」したとされる。この行為は、著作郎の任にあるものは晋史を編まねばならないという認識が広まっていた状況が生み出したとも考えられる。この虞預『晋書』は、『晋書』卷八二(虞預伝)に、「(虞)預雅好經史、。著晋書四十餘卷、會稽典錄二十篇、諸虞傳十二篇、皆行於世。」と、虞預は『晋書』四十余卷(『隋書』卷三三(經籍志)史部正史類『晋書』二十六卷本四十四卷、訖明帝、今殘缺。晋散騎常侍虞預撰)として世に流伝することとなる。
- (33) 前掲註(12)牛書(二二頁)は、両晋期は起居注ですらも私人による撰であったことを指摘する。
- (34) 『三國志』卷六十(呂岱伝)に引く裴松之注には王隱『交広記』が見え、王隱が南方にも通じていたことがうかがえる。

- (35) 宮崎市定『九品官人法の研究』（東洋史研究会、一九五六年、二三八・二三九頁）参照。
- (36) 『太平御覽』卷二〇三職官部一総叙官に引く「桓温集略」に、「宜從權制、併官省職、愚謂門下三省、祕書、著作、通可減半」とある。
- (37) 前掲註(19)川合論文、参照。
- (38) 『晋書』卷九八桓温伝には、「上疏陳便宜七事、…其二、戶口凋寡、不當漢之一郡、宜并官省職、令久於其事。…其六、宜述遵前典、敦明學業。其七、宜選建史官、以成晋書。有司皆奏行之。」とある。
- (39) 錢大昕『二十二史考異』卷二二孫盛伝は、枋頭の戦いの時に慕容備はすでに没しており、慕容暉の時代であつたと指摘する。
- (40) 兩唐志に荀欽明『宋百官階次』三卷、『宋百官春秋』六卷とある。荀欽明は『南齊書』卷十六百官志序にその名が見える。
- (41) 『晋書』卷九十良吏伝呉隱之伝に、「吳隱之字處默、…遂爲温所知賞、拜奉朝請、尚書郎、累遷晉陵太守。在郡清儉、妻自負薪入爲中書侍郎、國子博士、太子右衛率、轉散騎常侍、領著作郎。孝武帝欲用爲黃門郎、以隱之貌類簡文帝、乃止。尋守廷尉、祕書監、御史中丞、領著作如故」とあり、安帝期に祕書監に任じていた可能性が指摘できる。
- (42) 『元明紀』は書名のとおり初代元帝、二代明帝を対象とした編年体晋史であつたと考えられる。つきに『晋紀』十一卷であるが、『隋書』卷三三經籍志史部古史類には「訖明帝、晉荊州別駕鄧粲撰」とあることから同じく明帝までを対象にした晋史であると判断しうる。ただ、『世説新語』賞譽五四に引く鄧粲『晋紀』に三代皇帝成帝の咸和年間(三二六〜三三四年)の記事があることから、成帝までを叙述対象とした可能性がある。『晋書』卷八二鄧粲伝には「鄧粲以父養有忠信而世無知者、乃著元明紀十篇」と、父の名を知らしめるために晋史を編んだとある。
- (43) 岩本篤志氏(敦煌・吐魯番発見「晋史」写本残卷考——『晋陽秋』と唐修『晋書』との關係を中心に)『西北出土文獻研究』二、二〇〇五年)は、庾帝海西公の太和六年(三七二)までの記述があつたとする。前掲註(30)聶論文は、孫盛『晋陽秋』と東晋国史との関わりに言及する。
- (44) 『南史』卷三三徐広伝「廣所撰晋紀四十二卷、義熙十二年成、表上之。」と、四二卷に作る。
- (45) 『宋書』卷一武帝紀に「庚申、高祖鎮石頭城、立留臺官、焚桓温神主於宣陽門外、造晉新主、立于太廟。遣諸將帥追玄、尚書王暕率百官奉迎乘輿。司徒王謐與眾議推高祖領揚州、固辭。乃以謐爲錄尚書事、領揚州刺史。」とある。